

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース

(第6回会合)

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(第4弾)(案)

関係省庁 説明資料

平成26年1月9日

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース

(第6回会合)

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(第4弾)(案)

復興庁 説明資料

平成26年1月9日

本タスクフォースは、これまで3回に渡り下記の加速化措置をとりまとめ、被災地における住宅再建やまちづくり等の加速化を図ってきたもの。

第一弾 住まいの復興工程表の公表と加速化に向けた施策パッケージ

- ・用地取得の迅速化
- ・埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化
- ・資材不足、人員不足、入札不調への対応 等

第二弾 用地取得の困難な場合等の手続きの簡素化・迅速化

- ・防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化
- ・土地収用手続きの効率化
- ・財産管理制度の円滑な活用 等

第三弾 用地取得加速化プログラムの策定

(復興事業に対する特別の措置を盛り込み用地取得手続きを飛躍的に短縮)

- ・財産管理制度や土地収用制度、自治体用地事務支援に関する加速化措置の拡充と体系化
- ・所有者や所在不明土地の取得加速化
- ・災害公営住宅分野の人員・資材不足、入札不調への対応、加速状況の見える化 等

第四弾 商業集積・商店街再生加速化パッケージの策定

市街地の復興が進むとともに、住まいに加え、まちの機能の復興が必要となり、市街地中心部の商業集積・商店街の再生が重要な課題となることから、今回、商業集積等を中心とした加速化措置(第四弾)を講じる。

- 市街地の復興が進むとともに、住まいに加え、まちの機能の復興が必要となり、市街地中心部の商業集積・商店街の再生が重要な課題となることから、今回、商業集積等を中心とした加速化措置を講じる。
- 復興事業の本格化に伴い、より効率的に復興事業を進めることができるよう以下の新たな加速化措置を追加

課題	対応方針	主な具体的対応
商店街・商業集積の再生加速化 市街地中心部の再生 <商業集積・商店街の再生>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的な指針の提示 ○ 商業施設の整備等に関する支援 ○ 専門家派遣・人材育成等の支援 	<u>I 「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定</u> > 「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地における商業集積・商店街再生の標準的な手順を、自治体職員等の業務遂行の手引きとして提示 > <u>商業施設等復興整備事業による支援【H25年度補正予算案】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災事業者等のニーズを踏まえて、被災事業者が主体となって、震災により失われた商業機能の復旧のために整備する共同店舗等の整備を補助 ・ 原子力災害被災12市町村においては、自治体等による施設整備も対象 > <u>暮らし・にぎわい再生事業の活用【H25年度補正予算案】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業施設と一体となり市街地中心部のにぎわいを創出する公益施設の整備が可能である暮らし・にぎわい再生事業を復興交付金の対象事業とし、その活用を周知 > <u>仮施設の有効活用【H26年度予算案】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業基盤整備機構が市町村に譲渡した仮施設の有効活用(本設化・解体等)にかかる支援を実施 > <u>津波復興拠点整備事業における宅地の賃貸等の周知・活用</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波復興拠点整備事業において、早期の商店街の再生に資するよう、起工承諾による工事着手、整備した宅地の賃貸について周知・活用 > <u>震災復興支援アドバイザーの活用</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業施設開発・運営管理を含む各種専門家を被災地に無料で派遣等し、自治体等に対するアドバイスを実施 > <u>市町村まちづくり担当者に対する研修の実施</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業集積等に携わる自治体職員ほかまちづくり担当者に対し研修を実施し、専門的知識やノウハウを提供
住宅再建の加速化 人材不足等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人材の効率的な活用 	<u>II-① 東北六県における各発注機関の発注見通しを統合して公表</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業者が発注見通しの全容が把握できるように、国土交通省東北地方整備局HPにおいて、11月1日から各機関の見通し(発注時期、予定工期、工種、事業規模、施工場所)を統合して地区毎に公表
避難指示区域の住民の早期帰還を促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県内の避難指示があった市町村の復興事業を推進 	<u>II-② 福島県の避難指示のあった市町村に関する農地法の規制緩和</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該市町村が復興整備計画を策定し復興のための事業を実施する場合、第1種農地(原則転用不許可)の転用ができるよう措置
発注者支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災自治体への人的支援 	<u>II-③ 被災市町村からの人材確保要望を取りまとめ全国の市区町村に職員派遣等を要請</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 26年度の被災市町村からの人材確保要望を取りまとめ(要望数:1,512)、全国の市区町村に職員派遣等を要請(25年12月5日) 3

- 商業集積・商店街再生を加速化するための施策をとりまとめ
- 基本的な指針を提示した上、ハード・ソフト両面からの支援を実施

I 基本的な指針の提示

① 「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」の策定

市街地における商業集積・商店街再生の標準的な手順を、自治体職員等まちづくり関係者の業務遂行の手引きとして提示

II 商業施設の整備等に関する支援

1 商業施設の整備に係る補助

① 商業施設等復興整備事業による支援【H25年度補正予算案】

- 被災事業者等のニーズを踏まえて、被災事業者が主体となって、震災により失われた商業機能の復旧のために整備する共同店舗等の整備を補助。
(被災事業者の自己負担部分については、高度化融資※の活用を検討中)

※貸付期間:20年以内(据置期間5年以内)、貸付金利:無利子

- 原子力災害被災12市町村においては、自治体等による施設整備も対象。

2 その他

① 仮設施設の有効活用【H26年度予算案】

中小企業基盤整備機構が市町村に譲渡した仮設施設の有効活用(本設化・解体等)にかかる支援を実施。

② 暮らし・にぎわい再生事業の活用【H25年度補正予算案】

商業施設と一体となり市街地中心部のにぎわいを創出する公益施設の整備が可能である暮らし・にぎわい再生事業を復興交付金の対象事業とし、その活用を周知。

② 津波復興拠点整備事業における宅地の賃貸等の周知・活用

津波復興拠点整備事業において、早期の商店街の再生に資するよう、起工承諾による工事着手、整備した宅地の賃貸について周知・活用。

III 専門家派遣・人材育成等の支援

① 震災復興支援アドバイザーの活用

商業施設開発・運営管理を含む各種の専門家を被災地に無料で派遣等し、自治体等に対するアドバイスを実施。

② 市町村まちづくり担当者に対する研修の実施

商業集積等に携わる自治体職員ほかまちづくり担当者に対し研修を実施し、専門的知識やノウハウを提供。

(参考)事業の進捗状況

仮設施設の整備状況

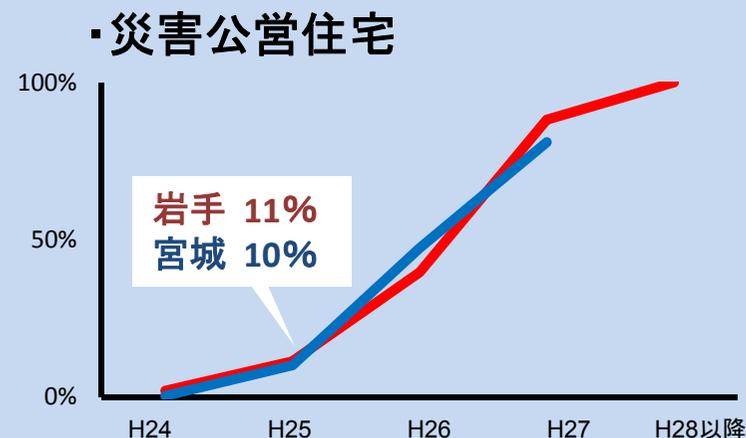
- 中小企業整備基盤機構により、これまで543カ所の仮設施設を整備。
- 仮設施設には、約2800事業者が入居。
うち小売業、飲食業、サービス業が約4割。
(平成25年9月時点)

仮設施設の竣工箇所数



住宅等供給の進捗状況

災害公営住宅及び面整備事業による民間住宅等用宅地の供給時期



- 平成27年度までに、
岩手県 約 5,400 戸(概ね9割)
宮城県 約12,400 戸(概ね8割)
が工事終了の見込み。



- 平成27年度までに、
岩手県 58%(概ね5,100 戸分)
宮城県 51%(概ね6,200 戸分)
が供給される見込み。

※福島県は、原子力災害に係る災害公営住宅の計画戸数等が未確定のため、全体の進捗率は示していない。

○「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」の策定

市街地における商業集積・商店街再生の標準的な手順を、自治体職員等まちづくり関係者の業務遂行の手引きとして提示

指針の概要

I 再生を進める上での3つの視点

- ①仮設店舗に入居中の被災事業者・サービス事業者の本設移行先の提供
- ②被災事業者・サービス事業者の経営持続性の強化と住民生活に必須な商業・サービス業機能の提供
- ③中心市街地のにぎわいの回復と地域経済の拠点整備

II 再生の手順

①まちなか再生計画の作成

- ・協議会の設置及びまちなか再生計画の検討
- ・商業施設系専門家の活用
- ・商業施設/店舗/駐車場の配置
- ・教育文化施設/社会福祉施設等の配置

②商業施設整備計画の作成

- ・所有と利用の分離
- ・集客力のあるキーテナント等との併設
- ・ローコスト設計(建築構造/部材等の工夫)
- ・最小限の面積からの段階的整備
- ・収益性の確保(適切な賃料設定等)

③商業施設等の整備

- ・テナントの入居合意の範囲で着工を最終決定
- ・資金調達

④運営管理

- ・商業施設の運営管理
- ・商業エリアのエリアマネジメント

○ 市町村まちづくり担当者に対する研修の実施

【研修の目的等】

- 商業集積・商店街の再生等を進めていく際、市町村担当者の果たす役割は大きい
- 市町村担当者が商業集積・商店街再生事業を進める上で有用な専門的知識やノウハウを提供するための担当者研修を実施

【研修内容】

- 被災地まちなか商業集積・商店街再生の加速化指針、関連支援施策の説明
- 商業集積の都市設計(アーバンデザイン)
- 商業施設開発運営の進め方

併せて、被災地の課題である産業用地の整備と企業誘致についての研修も実施する。

- ・ 企業誘致対象の産業用地の確保の方法
- ・ 産業用地の整備の進め方
- ・ 企業誘致活動の進め方
- ・ 関連施策概要

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース

(第6回会合)

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(第4弾)(案)

経済産業省・中小企業庁 説明資料

平成26年1月9日

これまでの商業支援

○仮設施設の整備

○中小企業等グループ補助金



- ・被災地全体で554箇所整備済み
そのうち約90箇所に、小売業者・飲食業者・サービス業者が入居し、共同店舗や仮設商店街として運営。
- ・平成25年度から補助対象を拡充し、共同店舗の設置等の共同施設の整備も支援。

現状及び課題

- ・被災地の復興のためには、産業・雇用の復興が不可欠。
- ・そのため、企業立地補助金等による新規雇用の創出や住宅再建の支援とともに、市街地中心部の商業集積等を進める必要がある。

支援措置の拡充

支援措置を拡充し、今般示される「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針(案)」を踏まえて対応

① 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(商業施設等復興整備事業)

岩手県、宮城県、福島県の沿岸市町村及び原子力災害被災12市町村において、震災により失われた商業機能の復旧のため、新規事業者の入居する共同店舗等の整備を支援。

原子力災害被災地域では、自治体による施設整備も支援。

② 仮設施設の有効活用

平成26年度からは、新たに仮設施設の有効活用(本設化・解体等)にかかる支援を実施。

③ 復興支援アドバイザーの活用

商業施設開発・運営管理に対する助言にも対応できる体制を整備。

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 商業施設等復興整備事業(平成25年度補正予算案30億円)の概要

<目的>

原子力被災地域及び津波被災地域(岩手県、宮城県、福島県)において、自治体や被災事業者が主体となった共同店舗等の整備を支援することで、住民生活を支える小売業、飲食等の商業機能の回復を図るとともに、まちににぎわいを取り戻し、住民の早期帰還と復興の加速を図る。

<概要>

(1)対象地域

○岩手県、宮城県、福島県の沿岸市町村及び原子力災害により甚大な被害を受けた原子力災害被災12市町村

(2)対象事業

①被災事業者等のニーズを踏まえて、震災により失われた商業機能の復旧のために被災事業者が主体となった共同店舗等の整備。

補助対象経費・補助率

商業施設及びその付帯施設、設備の整備に要する費用等に対し、

- ・原子力災害被災12市町村地域では、3/4、
- ・他の地域では、被災中小企業分:3/4、非被災中小企業分:2/3、大企業分:1/2

②原子力災害被災12市町村においては、自治体による施設整備も対象。

1. 支援対象

原子力災害被災12市町村(第3セクターを含む)が 避難指示解除準備区域、居住制限区域、旧緊急時避難準備区域で行う商業施設整備に対する補助

2. 補助対象経費・補助率

商業施設及びその付帯施設、設備の整備に要する費用に対し、3/4。



※原子力災害被災12市町村に限る。

○ 仮設施設の有効活用

【仮設施設の有効活用】

平成26年度からは、新たに仮設施設の有効活用(本設化・解体等)にかかる支援を実施。

中小機構が市町村に譲渡した仮設施設の有効活用を図るため、

- ・民間所有の仮設施設等の敷地を復興目的のために活用する場合の仮設施設の解体・撤去のための経費
- ・用途変更の改修工事費
- ・仮設施設を本設化させるための経費 等

の費用を措置。

(公共事業の実施に伴って、仮設施設の解体・撤去が求められる場合等については、当該公共事業により、その解体・撤去を実施する場合もある。)

○ 震災復興支援アドバイザーの活用

【震災復興支援アドバイザー】

既存の震災復興アドバイザー事業を活用し、まちなか再生計画の策定・実施に当たって、商業施設開発・運営管理について知見のあるまちづくり会社やショッピングセンターのOB、一級建築士及び中小企業診断士等の各種専門家を確保し、被災中小企業又は自治体に対して、無料で何回でも派遣を行い、実務的なアドバイスができる体制を整備。(中小企業基盤整備機構交付金の内数)

「商業施設開発・運営管理」に関する助言

商業施設開発・運営管理に関して、一貫したきめ細やかなアドバイスを実施。

① 商業エリアのまちなか再生計画の策定

・・・商圈調査の実施手法に対する助言や調査結果の分析。また、商圈調査の分析を踏まえ、土地利用・商業施設整備の基本構想の策定や関係者の合意形成等に対する助言を実施。

② 商業施設等の整備

・・・収益性及び経営可能性の観点から施設基本計画策定等への助言を実施。また、併せて市場調査やリーシング調査の実施手法に対する助言及び調査結果の分析も実施。

さらに、入居テナント毎の店舗計画・事業計画への助言や、収益性等の観点から施設全体の設計への助言や建築工事等の管理に関する助言を実施。

③ 商業施設の運営管理とエリアマネジメント等の実施

・・・各種イベント企画・運営、テナントとのリレーション促進策や空き店舗対策等について助言を実施。

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース

(第6回会合)

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(第4弾)(案)

国土交通省 説明資料

平成26年1月9日

(第4弾加速化措置案)

- 暮らし・にぎわい再生事業を復興交付金の対象事業とし、その活用を周知(※認定中心市街地活性化基本計画区域内に限る)
- 津波復興拠点整備事業における起工承諾による工事着手、宅地の賃貸について周知・活用

<暮らし・にぎわい再生事業の活用周知>

- 暮らし・にぎわい再生事業は、市街地中心部のにぎわいを創出する公益施設を含む建築物等の整備に対し支援するもの。
- 商業施設と一体となつてにぎわいを創出する公益施設の整備にも活用できる同事業について、復興交付金の対象事業とし、その活用の周知を行う。



公益施設として図書館を整備



にぎわい創出の場として多目的広場を整備

暮らし・にぎわい事業を活用したにぎわい創出のイメージ

<津波復興拠点整備事業における起工承諾による工事着手、宅地の賃貸の周知・活用>

- 津波復興拠点整備事業は、津波被災地域で復興拠点となる市街地形成のため、土地の買収・造成等を行うもの。
- 早期の商店街の再生に資するよう、用地買収前であっても地権者の同意(起工承諾)が得られた箇所から工事着手できること及び整備した宅地の賃貸も可能であることについて周知を行う。



津波復興拠点整備事業のイメージ(大船渡駅前地区)

(第4弾加速化措置案)

○ 東北六県における各発注機関の発注見通しを統合して公表

<詳細内容>

○ 技術者・技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、東北地方整備局や東北農政局等の国の機関及び県や市等の地方公共団体は、建設業者が発注見通しの全容を把握できるように、11月1日から各機関の発注見通し(発注時期、予定工期、工種、事業規模、施工場所)を統合して地区毎に公表

(東北地方整備局HPより)

【東北地方発注者協議会】

平成25年11月1日運用開始

発注見通しとりまとめ

東北六県における各発注機関の発注見通しをとりまとめて公表します。



発注見通し地区割り一覧表

※地区毎の市町村は、以下の表をご覧ください。

県名	地方生活圏	二次生活圏	公表の地区割り	該当市町村名
青森県	青森	青森	青森	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村
	津軽	弘前・黒石	津軽	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鱈町、田舎館村、板柳町
		五所川原		五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
	南部	八戸	南部	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
十和田・三沢		十和田市、三沢市、横浜町、六ヶ所村、野辺地町、東北町、七戸町、六戸町		
	下北	下北	下北	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
盛岡県		盛岡	盛岡	盛岡市、八幡平市、岩手町、葛巻町、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース

(第6回会合)

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(第4弾)(案)

農林水産省 説明資料

平成26年1月9日

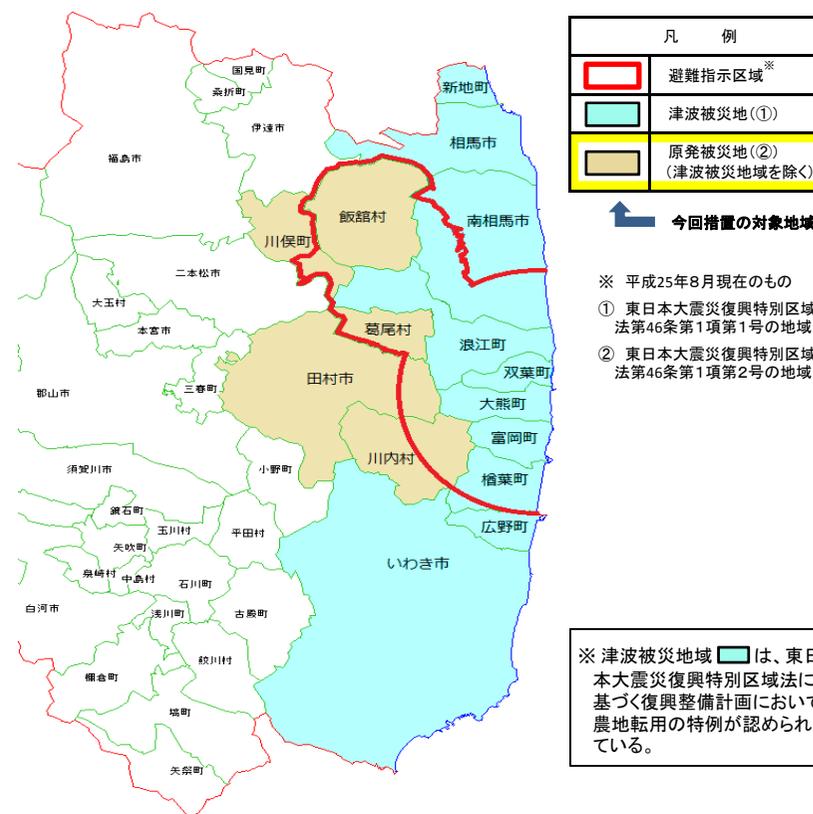
・福島県内の避難指示があった市町村の住民の帰還を促進するため、本年1月10日に省令改正を行い、当該市町村が復興整備計画を策定し復興のための事業を実施する場合、第1種農地(原則転用不許可)の転用ができるよう措置。

改正内容

原発事故により避難指示のあった福島県内の市町村において、次の場合に第1種農地(原則転用不許可)の転用を可能にする。

- ① 市町村が、地域の協議会で話し合い、東日本大震災復興特区法に基づく復興整備計画を策定し、
- ② 同計画に位置付けられた復興整備事業が復興に必要なかつ適当で農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合

対象地域



住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース

(第6回会合)

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(第4弾)(案)

総務省 説明資料

平成26年1月9日

(第4弾加速化措置案)

- 26年度の被災市町村からの人材確保要望を取りまとめ(要望数:1,512)、全国の市区町村に職員派遣等を要請(25年12月5日)
- このほか、被災自治体における任期付職員の採用等の支援や被災市町村で働く意欲のある市区町村OB職員に関する情報提供を行うとともに、民間企業等への人的支援の協力を要請するなどの取組を進める。

26年度の要望状況

- ・26年度の総務省スキームにおける被災市町村からの人材確保の要望数は1,512であり、25年度の当初要望数に比べ132増加
- ・職種別には、一般事務が74、土木が55の増加等



要望への対応

- ・25年12月5日に、全国の市区町村からの職員派遣、OB職員情報の提供等を要請
- ・このほか、被災自治体における任期付職員の採用等の支援や被災市町村で働く意欲のある市区町村OB職員に関する情報提供を行うとともに、民間企業等への人的支援の協力を要請するなどの取組を進める。

○26年度要望状況(25年12月5日現在)

県名	要望状況	
	市町村数	人数
岩手県	8	408
宮城県	13	905
福島県	20	199
合計	41	1,512

○職種別の状況

職種	要望人数
一般事務	727
土木	538
建築	111
保健師	40
農業土木	16
電気	22
機械	15
その他	43
合計	1,512